

ここに運動教室

ストレッチや無理なく足腰を鍛えられる内容の運動が中心です。一人ではなかなか続かない運動もみんなと一緒に楽しく取り組みます。

対象 65歳以上の方

定員 各会場25人

コース 5月から町内各地域（5会場）で週1回、1会場30回開催する予定です。

※会場や時間など、詳細は、福祉課に問い合わせてください。

脳と体の若返り教室

物忘れの予防や改善に効果があるといわれる脳トレと運動を組み合わせた内容の教室です。

対象 65歳以上の方

定員 25人

コース 8月～11月の1コース

（週1回、計12回を予定）

※会場や時間など、詳細は、福祉課に問い合わせてください。

ごみ出し支援サービス

家族や知人等からの支援がなく、ごみ出しが困難となっており、一人暮らしなどで見守りを必要とする方に対し、ごみ出し支援サービスを実施しています。

対象 介護保険の要支援または、介護予防日常生活支援総合事業の対象者でひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で見守りが必要な方

利用料 1月100円

利用回数 1月6回まで

敬老行事の開催

敬老会の開催、敬老祝金の贈呈、長寿夫妻への記念品贈呈などを行います。

緊急通報システム

近隣に親族のいない65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、慢性疾患等により日常生活に注意を要する方に対し、緊急時の不安を解消し、日常生活の安全を確保するため、緊急通報システムを無料で貸し出します。

徘徊SOSネットワークへの事前登録

認知症が原因で徘徊する方が、所在不明となった際に一刻も早く発見して家族のもとに帰れるように、町に事前登録をしておくことができます。このネットワークは、警察等と連携し捜索にも役立てられます。

GPS位置情報検索機器の貸与

「徘徊SOSネットワーク」に事前登録をされた住民の方とその家族の希望により、所在不明の際にその位置情報を検索するための機器を貸し出します。

在宅医療・介護相談窓口

住み慣れた家庭や地域で、医療や介護などのサービスを安心して受けられることができるよう、福祉課・さくら館内に、相談窓口を開設しています。

保健師が相談に応じますので、相談を希望する方は、福祉課に問い合わせてください。

成年後見制度利用の支援

判断能力が不十分な身寄りのないひとり暮らしの認知症高齢者などに対し、本人に代わり、契約や財産管理を行うことができる成年後見人などの申し立て手続きを家庭裁判所に行います。

家族介護用品の支給

要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品（紙おむつ）を支給します。

日常生活用具の給付

認知症などにより用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。

給付額 購入または設置費用の9割

はり・きゅう・マッサージサービス券の交付

健康増進のため70歳以上の方に対し、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。

サービス券は、町が委託した治療院、医療機関に限り利用できます。

交付枚数 年間一人3枚

助成額（1枚につき）

・治療院 1,500円

・医療機関 各医療機関により異なります。

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方に対し、弁当を届けます。

対象 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯で見守りが必要な方など

利用料 1食330円

利用回数 月・水・金曜日のうち週3回まで



箱根町の 高齢者福祉・障がい者福祉



今月号では高齢者の福祉施策および障がい者の福祉施策を紹介します。町内で暮らすみなさんの生活の手助けとなるよう、様々な施策を行っています。ぜひ活用していただき、健康で楽しい生活を送っていただきたいと思います。詳しい内容は担当へ問い合わせてください。

高齢者のための福祉

照会先 福祉課 ☎85-7790

介護保険サービス利用者負担の助成

対象 住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方など

助成額 利用者負担の2分の1（居宅サービス費と施設サービス費は、高額サービス費算定基準額の2分の1が限度）

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスおよび施設介護サービス（食費、居住費を除く）と福祉用具購入または住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

地域包括支援センター

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、箱根町社会福祉協議会内に地域包括支援センター（☎85-3002）を開設しています。

高齢者のさまざまな相談に、専門員が支援しますので、相談を希望する方は、直接センターへ連絡してください。